

各種加算について(R4.6.3 滋賀県障害者自立支援協議会精神分野ネットワーク部会 加算等の勉強会より)

加算名	内容	単位数
初回加算	<p>新規に計画作成を行った場合  <b>【以下の場合はさらに重ねて算定可能】</b>          サービス等利用計画案交付まで3か月以上を要した場合であって、契約日から3か月を超えた日以降、月2回以上訪問による面接を行った場合(3回を限度)</p> <p><b>【解釈】</b>          3か月目までの支援について初回加算が算定でき、それに加えて4か月目以降に月に2回以上の支援を行った場合には、3回を上限として算定することができます。そのため、合計では最大4回分を算定できることとなります。          言い換えると新たに障害福祉サービスを利用する人に対してサービス等利用支援をはじめに行った際に初回加算が算定できます。それに至る期間が4か月以上かかり、月に2回以上の訪問を行った場合は3回まで上乗せして算定することができます。          3回まで算定することができるということは、6か月目までが対象月となるということです。</p>	(者)300 単位/月 (児)500 単位/月
利用者負担上限額管理加算	事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合	150 単位
入院時情報連携加算(☆)	<p>利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合</p> <p><b>【解釈】</b>          内科でもよい。</p>	(I)200 単位/月 →直接伝えた場合。 (II)100 単位/月 →メールや書面で伝えられた場合。
退院・退所加算	<p>利用者の退院・退所時に対処施設等から情報収集を行い計画作成した場合。加算上限3回まで。</p> <p><b>【解釈】</b>          退院に向けて3回まで加算が取れる。ただしその場合は初回加算の併給はできない。新規で2回以上情報収集する場合は400単位以上になるのでこちらを選択する。          対象は病院や施設入所に限る。</p>	200 単位/回

医療・保育・教育機関等連携加算	<p>障害サービス等以外の教育機関等から情報収集を行い計画作成した場合</p> <p><b>【解釈】</b> 障害サービス等の「等」がさすものは、地域生活支援事業。働き・暮らし応援センターは該当しない。</p>	100 単位/月
サービス担当者会議実施加算	<p>モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合(モニタリング対象月)</p> <p><b>【解釈】</b> 必ずしも計画を変更する必要はない。支援状況の確認をしていればOK。</p>	100 単位/月
サービス提供時モニタリング加算 (☆)	<p>利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合</p> <p><b>【解釈】</b> サビ管から聞き取りや本人と面談する必要はあるか? →必要はないが、利用者に話しかけたほうが望ましい。</p> <p>1回の訪問で5人の利用者の様子を確認した場合は、5人分算定できる。 支援員一人につき、39件/月 加算ができる。 (※実施月を調整することが可能であるため)</p>	100 単位/月
集中支援加算(☆)	モニタリング対象月以外に、①月2回以上の訪問による面接、②サービス担当者会議の開催、③他機関の主催する利用者の支援に係る会議に参加した場合	各300単位/月 →各項目1回ずつ実施した場合、900単位算定可能。
居宅介護支援事業所等連携加算 (☆) ※計画相談支援のみ	利用者の介護保険への移行、進学、企業への就職等により障害福祉サービス・障害児通所支援の利用を終了する前後に、つなぎの支援(①文書により情報提供、②月2回以上の訪問による面接、③つなぎ先機関の主催する利用者の支援に係る会議への参加)を行った場合 (サービス利用前2回、サービス終了後6か月以内を限度)	① 100単位/月 ② ③各300単位/ 月
保育・教育等移行支援加算(☆)  ※障害児相談支援のみ	<b>【解釈】</b> サービスは終了しているが、計画相談は続いている状態。何かあったときに請求できる。計画相談の契	

	約を終了している場合は、計画終了時にさかのぼり遡及して、変更をかけて、行った支援を積みあげて請求する。	
特別地域加算	<p>離島や豪雪地帯などサービスの確保が著しく困難であると国が定めた地域でサービスの提供をした場合。</p> <p><b>【解釈】</b> 場所は滋賀県の中で定められている。住所地とは書いていない。事業所はどこにあってもよい。 戸籍などの住所地ではなく実際の居住地によって加算対象となる。</p>	+15/100
主任相談支援専門員配置加算	<p>常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業者等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合</p> <p><b>【解釈】</b> 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該の主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていること。</p>	100 単位/月
地域生活支援拠点等相談強化加算	緊急時の短期入所の調整をした場合。 利用者一人につき上限 4 回/月。調整し受け入れにつながった場合加算される。緊急時の概念は障害福祉課に確認する必要がある。	700 単位
地域体制強化共同支援加算	主に困難事例に対し、支援関係者が会議により情報共有および支援内容を検討し、共同した対応を実施する。 また、地域課題を整理し協議会(定例会)に報告する。	2000 単位

#### 【補足】

- \* 加算内容に「計画作成を行った場合」と示されているものは、サービス利用支援及び障害児支援利用援助のみ算定が可能となっている。
- \* 「モニタリング時」と示されているものは、継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助の実施月のみ算定が可能となっている。
- \* 加算名に☆がついている加算は、サービス利用支援等の実施月でない場合であっても、加算単独での算定が可能となっている。
- \* 入院時情報連携加算と居宅介護支援事業所等連携加算は両方一緒にとれない。

## 【質疑応答】

- ・サービス提供時モニタリング加算について。担当でない相談支援専門員が事業所に訪問して、利用者の様子を確認してもよいか。
  - 担当でない相談支援専門員が様子を確認してもよい。
- ・サービス提供時モニタリング加算について。ヘルパーのいる事業所に訪問して、対象者の様子を伺った際も算定できるか。
  - 算定できない。サービス提供している場面を確認する必要がある。モニタリングで自宅訪問時に、ヘルパーの支援の様子も確認すると算定できる。
- ・サービス提供時モニタリング加算について。グループホームに訪問して、支援の様子を確認しても算定できるか。
  - 算定できる。
- ・初回加算について。遡って請求するのか。
  - 遡らない。サービス利用契約時に、今まで支援してきたことを全て請求する。
- ・退院・退所加算について。退院時がたまたま計画更新月であった場合も取れるか。
  - とれる。
- ・サービス担当者会議実施加算について。作業所で会議をした場合も取れるか。
  - 本来は自宅訪問が必要。玄関で話をするなどの対応も全く難しい、家に入れさせてもらえない人は何らかの問題を抱えていると考えられる。計画相談はどういうものか説明をして契約をするので、自宅に行けない方は契約を結べない。場合によっては、市町から本人へ計画相談は訪問する必要があることを説明してもらう。それでも本人は受け入れないが計画相談が必要な場合は、市町と話し合い作業所での会議を認めることは有り得る。家に入れたくない理由の背景には、虐待やそれ以上のものがある可能性もあるので、モニタリングについても、自宅以外でもよいかは、その都度市町に確認をしてほしい。
- ・モニタリング月以外でないと取れない加算は?
  - 集中支援加算のみ。各種加算の☆印は、基本請求月でなくとも、単独で請求できる。
- ・地域体制強化共同支援加算について。支援困難事例とは、自立支援協議会で報告された地域課題のきっかけになった事例を指す。トラブルが多く支援が難しい事例は自立支援協議会で報告するが、計画相談支援事業所より報告をした場合に算定できる。地域自立支援協議会の活性化が目的の一つとなっている加算。